1 手帳

- ●身体障害者手帳
- ●療育手帳
- ●精神障害者保健福祉手帳

# 1 手帳

## 身体障害者手帳

## 身体障害者手帳

窓口 障害者福祉課 電話番号:224-5785 身体に一定の障害のある方が、市に申請することにより、交付を受けることができます。また、手帳を取得することで、福祉サービス等を利用することができます。

- (対 象) 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく機能、肢体不自由、内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓)機能の障害があり、その程度が身体障害者福祉法施行規則別表(122・123ページ参照)に該当する方。
- (申 請)以下のものをお持ちください。
  - ①診断書(市指定の様式により指定医師が作成したもの)
  - ②マイナンバー (個人番号)及び身元確認書類
  - ③本人の顔写真2枚(たて4cm×よこ3cm)
  - ④診断書料補助金交付申請書・診断書料の領収書
  - \*市内指定医師一覧と診断書はホームページに掲載しております。

#### (申請から交付まで)

申請後、市で審査を行い、法に定められた障害に該当すると認められた場合は、手帳が交付されます。申請後、手帳の交付まで約1ヶ月かかります。

#### (変更・紛失・死亡時等の提出書類)

手帳を取得した後に以下の事項が生じたときは、障害者福祉課で手続きをしてください。

- ◎用意していただくもの(マイナンバー及び身元確認書類は共通して 必要です)
  - \* 住所や氏名が変わった時…手帳
  - \* 手帳を紛失、破損した時…写真(2枚)・(破損した手帳)
  - \* 等級を変更する時………手帳・診断書・写真(2枚)
  - \* 障害者本人が死亡した時…手帳

# 療育手帳

### 療 育 手 帳

窓口 障害者福祉課 電話番号:224-5785 知的障害のある方が市に申請することにより、県から交付を受ける ことができます。また、手帳を取得することで、福祉サービス等を利 用することができます。

- (対 象) 知的障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、一 定の基準に該当する方。
- (申 請)以下のものをお持ちください。 マイナンバー(個人番号)及び身元確認書類
  - \*転入や18歳以上の申請の場合、その他の書類も提出していただくことがあります。

#### (申請から交付まで)

申請後、18歳未満の方は川越児童相談所で、18歳以上の方は県の知的障害者更生相談所で判定を行います。判定の結果、一定以上の知的障害が認められた場合は、手帳が交付されます。

\*手帳交付時に本人の顔写真2枚(たて4cm×よこ3cm)が必要となります。

#### (変更・紛失・死亡時等の提出書類)

以下の事項が生じたときは、障害者福祉課で手続きをしてください。 ©用意していただくもの(マイナンバー及び身元確認書類は共通して 必要です)

- \* 住所や氏名が変わった時・・・手帳
- \* 手帳を紛失、破損した時…写真(2枚)・(破損した手帳)
- \* 等級を変更する時・・・・・・チ帳
- \* 障害者本人が死亡した時…手帳

# 精神障害者保健福祉手帳

#### 精神障害者保健福祉手帳

窓口 障害者福祉課

電話番号: 224-5785

窓口 保 健 所 (保健予防課)

電話番号:227-5102



精神疾患があるために、長期にわたり日常生活または社会生活上の 制約(障害)がある方が、市に申請することにより県から交付を受け ることができます。また、手帳を取得することで福祉サービス等を利 用することができます。

- (対 **象)** 一定の精神疾患(そううつ病・統合失調症、高次脳機能障害等)のある方
- (申 請)以下のものをお持ちください。
  - ① 所定の診断書または年金証書 (精神障害を支給事由とする年金)の写しおよび直近の年金振込通知書の写し
  - ②マイナンバー (個人番号)及び身元確認書類
  - \*診断書は初診日(手帳の交付を求める精神疾患について 初めて診療を受けた日)から6ヶ月経過した日以後に記 載されたもの、かつ、申請日から3ヶ月以内に記載され たものに限ります。
  - \*新規交付・再認定・再申請・他県からの転入申請の方は、 左のQRコードから申請書を事前作成できます。

#### (申請から交付まで)

審査の結果、一定以上の精神障害が認められた場合は、手帳が交付されます。申請後、手帳の交付を受けるまでは約3ヶ月かかります。

\*手帳交付時に本人の顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)が必要になります。

#### (変更・紛失・死亡時の提出書類)

以下の事項が生じたときは、市役所・障害者福祉課又は保健所・保 健予防課で手続きしてください。

- ◎用意していただくもの(マイナンバー及び身元確認書類は共通して必要です)
- \*住所や氏名が変わった時…手帳
- \*手帳を紛失、破損した時…写真(1枚)・(破損した手帳)
- \*等級を変更する時……手帳・診断書または年金証書の写し および直近の年金振込通知書
- \*障害者本人が死亡した時・・・手帳